

令和6年6月

事業主殿

一般社団法人 日立労働基準協会

安全衛生推進者養成講習会について

労働安全衛生法第12条の2の規定により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場については、安全衛生推進者等を選任し、安全衛生業務を担当させなければならないことになっております。

つきましては、標記講習会を下記により実施致しますので、該当者の受講に対し、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 講習日時 8月6日(火) 9:00～17:15
8月7日(水) 9:00～12:15
- 講習会場 日立シビックセンター マーブル会議室(地下)
〔日立市幸町1-21-1 日立シビックセンター前 新都市広場内〕
〔日立駅中央口より徒歩約3分、開館は午前8時30分です〕
- 受講料 協会会員
受講料 11,330円(税込) テキスト代 1,430円(税込) 合計 12,760円(税込)
非会員
受講料 12,430円(税込) テキスト代 1,430円(税込) 合計 13,860円(税込)
- 申込方法 電話にて受講人数を予約の上、別紙受講申込書に受講料及びテキスト代を添えお申込み下さい。(予約した方で、申込締切日を過ぎてもお申込みをしていない場合はキャンセルとみなします。)
テキストは、当日ご本人にお渡しいたします。
 - 申込先 (一社)日立労働基準協会
〒317-0073 日立市幸町1-21-2 日立商工会議所会館1階
TEL 0294-23-3431
 - 会員事業場と非会員事業場の取扱い
(会員事業場) 受講料及びテキスト代を銀行振込み希望の場合は、協会発行の請求書到着後に指定口座へ振込んで下さい。
(非会員事業場) 持参又は現金書留にてお願いします。
- 申込締切日 7月23日(火)
- 定員 50名(ただし、定員に達した場合はその時点で締切ります)
- その他 ①講習修了者には、修了証が交付されます。
②申込締切後に取消しされた場合、受講料はお返し出来ませんのでご了承下さい。
③講習会場には、駐車場がありませんのでご了承下さい。
どうしてもお車を使用の場合は、有料の駐車場をご利用下さい。

8. 講習科目及び時間割(養成講習カリキュラムによる)

| 月 日 | 科 目 | 時 間 |
|-------|----------------------------------|------------------------------------|
| 第 1 日 | 安全管理 | 9:00～11:05 (休憩を含む) 2 時間 |
| | 危険性又は有害性等の調査 及びその結果に基づき講ずる措置等 | 11:10～12:10 13:00～14:00 2 時間 |
| | 作業環境管理及び作業管理 | 14:05～16:10 (休憩を含む) 2 時間 |
| | 健康の保持増進対策 | 16:15～17:15 1 時間 |
| 第 2 日 | 安全衛生教育 | 9:00～10:00 1 時間 |
| | 安全衛生関係法令 | 10:05～12:10 (休憩を含む) 2 時間 |
| | 修了証交付 | 12:10～ |